

# 一般社団法人保険薬局経営者連合会 定款

平成 23 年 2 月 6 日施行

## (会員の資格喪失)

第 7 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失し、正会員については一般法人法上の社員としての地位を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 解散又は破産したとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 繼続して 1 年以上会費を滞納したとき。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品等は、これを返還しない。

# 一般社団法人保険薬局経営者連合会 定款(案)

## (会員の資格喪失)

第 7 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失し、正会員については一般法人法上の社員としての地位を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 解散又は破産したとき。
- (5) 繼続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (6) 保険薬局業を廃業したとき。

2 前項第 4 号乃至第 6 号に該当する場合において、次の各号に該当するときは、理事会の承認を得て、当該会員はその会員資格を喪失せずに継続することができる。

- (1) 法人の解散の理由が吸收合併による解散であり、解散後も存続会社に消滅会社の役員が就任するなど、実体上、同一法人とみなすことが可能なとき。
- (2) 滞納した会費の支払方法につき、支払計画書を理事会に提出し、理事会がこの計画書の履行が可能であると認めたとき。
- (3) 開設者の交替で保険薬局業の廃止届を提出したが、旧開設者が新開設者の役員等に就任、管理薬剤師及び薬剤師の変更がない等、実体上同一の薬局とみなすことが可能なとき。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品等は、これを返還しない。

## (旅費の支給)

第 31 条 役員には、理事会で定める規則の定めるところにより、旅費を支給することができる。

## 第5章 理事会

## 第5章 理事会

### (構成)

- 第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
  - 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて理事会に出席して、意見を述べることができる。

### (招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
  - 3 理事会の議長は、会長又は会長が指名する理事をもってこれにあてる。

### (議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 代表理事は出席理事の中より議事録認証者2名を選任し、認証者はこれに記名押印する。

### (構成)

- 第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
  - 3 顧問、相談役及び支部長は、会長の諮問に応じて理事会に出席して、意見を述べることができる。

### (招集及び運営)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
  - 3 理事会の議長は、会長又は会長が指名する理事をもってこれにあてる。
  - 4 前3項に定めるもののほか、理事会の開催等の運営に必要な事項は、理事会の決議による規則で定める。

### (議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 会長は出席理事の中より議事録認証者2名を選任し、認証者はこれに記名押印する。

## 第6章 支部及び支部長会

### (支部)

- 第38条 当法人は、会員との連絡及び調整を図るため、支部を設けることができる。
- 2 支部の名称、区域及び運営方法は、理事会の決議による会則で定める。
  - 3 前項の支部の区域内に会員名簿登録地が所在する会員は、その支部に所属するものとする。

### (支部長会)

- 第39条 当法人に3以上の支部を設けたときは、支部長会を置くことができる。
- 2 支部長会は、支部長で構成する。
  - 3 前項に定めるもののほか、支部長会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議による規則で定める。